

第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

第2部 第1章

第1節 豊かな自然の保護・保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほか、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどの群生する九州山頂帯植生がある。動物では、日本におけるニホンカモシカの生息の南限であり、進化の歴史の裏づけとなる両生類のオオサンショウウオを始めとするサンショウウオ類などが生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及びゆう出量ともに全国でも最高の水準にある。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸、養魚など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れて

いるが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果としての自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採を繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に還元している姿である。ただ、最近では、過疎化に伴い畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆う西日本唯一のブナ・ツガなどの代表的な原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

こうした変動の中で近年特に注目されていることは、都市部及びその近郊地域における潤いとやすらぎをもたらす自然環境の保全の重要性である。郊外に散在する鎮守の森をはじめ、やぶや雑木林、草原はかつては平凡な緑の一部にすぎなかったのであろうが、今では大切な身近な自然として見直す必要が生じている。

第1項 自然公園等の保護・保全

1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。

これらの地域の概況は、次のとおりである。

(1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成18年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海、阿蘇くじゅうの2ヵ所2万1,243ha(県土面積の3.4%、自然公園面積の12.1%)、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾、日豊海岸の3ヵ所8万9,306ha(同14.1%、同51.1%)、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川、祖母傾の5ヵ所6万4,298ha(同10.1%、同36.8%)となっており、その総面積は、17万4,847haで北海道、新潟県などについて6番目(平成18年3月31日現在)に多く、県土面積の約28%(全国6位(平成18年3月31日現在))を占めている。(図1-1a及び表1-1b)

(2) 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成18年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表1-1cのとおり6地域が指定されている。

これとは別に、防衛省との協定により福万山100ha、高陣ヶ尾35ha(いずれも玖珠町)の2地域について、自然環境の保全を図っている。

(3) 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域(中津市山国川から鶴見町鶴見の間)の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。平成18年度末における指定地区は、表1-1dのとおり2地区である。

2 自然公園等の保全

(1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、公園計画の見直しを行うことができる。本県では、国東半島県立自然公園の公園計画の見直しについて、平成19年度から着手している。

(2) 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海中公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成18年度中における行為の許可及び届出の状況は、表1-1eのとおりである。

また、自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第340号)が、平成18年1月1日に施行され、国立公園及び国定公園の特別保護地区における行為規制を追加した。併せて国定公園内における行為の許可等に関する規則についても同様の一部改正を行い、平成18年1月1日付けで施行している。

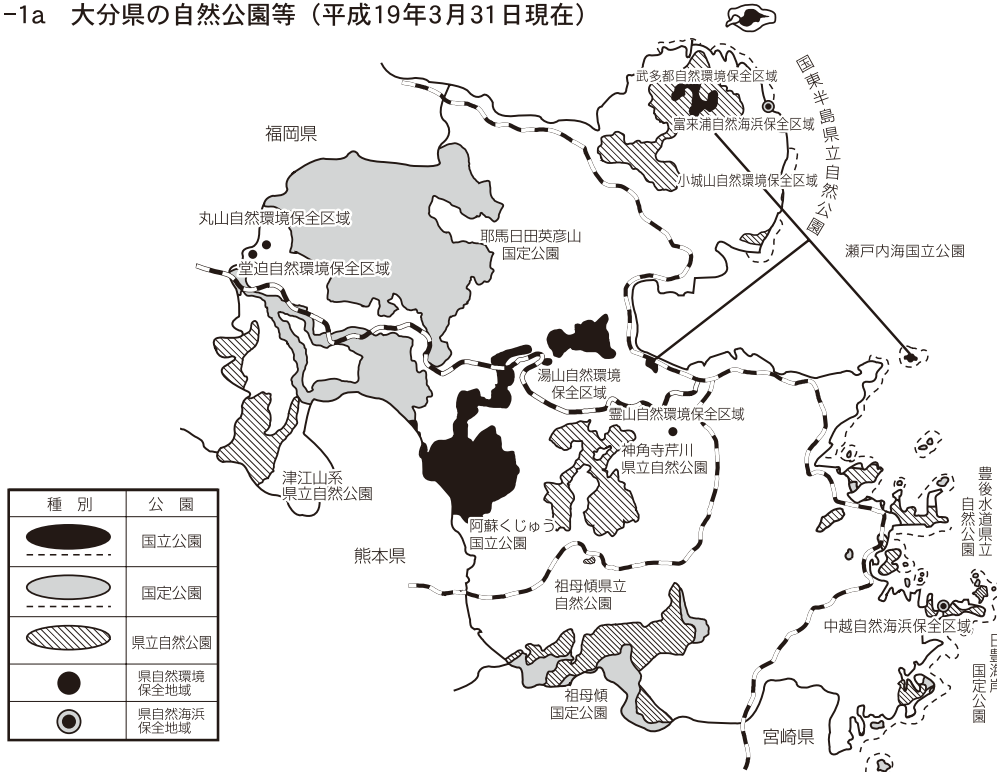
(3) 自然環境保全地域等の保全管理

県自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないことにしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

(4) 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば報告又は助言を行うことによって保全を図るこ

図1-1a 大分県の自然公園等（平成19年3月31日現在）



とにしている。

3 ラムサール条約

平成17年11月8日アフリカのウガンダで開催された第9回ラムサール条約締約国会議（COP9）にて、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原が保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保護を目的として1971年にイランのラムサールで採択された。日本は1980年に加盟し、今回新たに「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」をはじめ、20の湿地が登録されたことにより、現在の国内登録湿地は33カ所となった。

1999年の第7回締約国会議の際に、生態系の保全などについても条約の目的に含め、対象

湿地を拡大した。

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全を促進することを目的とした重要な国際条約であり、締約国には登録湿地の保全と「ワイズユース」（賢明な利用）の推進が求められている。今後は、持続可能な自然環境の保全が課題となっている。

くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。

毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。

また、平成19年11月9日～11日に「ラムサールフォーラムinくじゅう」を開催、基調講演やパネルディスカッションをとおして、持続可能な環境保全活動や賢明な利用について議論を深めた。



タデ原湿原



坊ガツル湿原

表1-1b 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

(平成19年3月31日現在)

(単位：ha)

① 国立公園

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和 9.3.16 25.5.18 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 59.9.20 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園 (61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入)	昭和 9.12.4 28.9.1 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 40.3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61.9.10 (区域変更) 7.12.12 (区域変更)	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう火山群、広大な飯田・久住の両高原から奥別府までをとりこむ、山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 また、公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

② 国定公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 (区域変更) 56.9.5 (区域変更)	74,772.5	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と溪谷美を誇る耶馬溪と、メサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内溪谷などを含み、山岳を中心とした公園である。 また、モミやツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど動植物の学術上貴重なものが数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

③ 県立自然公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島 県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定)	19,691.18 陸域 5,591.18 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化財を数多く含むほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と、岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種のレクリエーション施設が整備されており、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
豊後水道 県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.5	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、白杵市、津久見市
神角寺芹川 県立自然公園 (36.4.28名称変更 「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ岳、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉からなる。また、溪仙峡や普光寺の磨崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民の森も含まれている。	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
津江山系 県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と溪谷美を誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖母傾 県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、溪谷を中心とした公園で、神原や内山観音、大白谷、九折などを含み、内山観音の文化財、大白谷の溪谷、神原溪谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区（竹田市）に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	竹田市、豊後大野市、佐伯市

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

表1-1c 自然環境保全地域指定状況

(平成19年3月31日現在)
(単位：ha)

名称	所在	指定年月日	面積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物保護地区2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林が残されているのをはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	由布市	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地にありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両方で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝インモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	〃
計6か所	—	—	16.16	12.92 (2.8)	

表1-1d 自然海浜保全地区指定状況

(平成19年3月31日現在)

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年 8月 3日	約 1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年 8月 3日	約 500m	海水浴

表1-1e 平成18年度自然公園許可届出件数

	公園名	国定公園			県立自然公園					合計
		耶馬日田 英彦山	日豊海岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺 芹川	津江山系	
		知事			知事					
許可	工作物の新築	29	14	7	7					57
	工作物の改築									0
	工作物の増築	2								2
	木竹の伐採	1	1							2
	土石の採取	2		1						3
	広告物等の設置	1								1
	土地の形状変更		3		1					4
	指定植物の採取									0
	水面の埋立									0
	その他									0
	計	35	18	8	8	0	0	0	0	69
届出	工作物の新築	4	1		1	1				7
	工作物の増築				1					1
	土石の採取	3						1		4
	土地の形状変更				4				0	4
	広告物等の設置				1					1
	水面の埋立				1					1
	計	7	1	0	8	1	0	1	0	18
	合計	42	19	8	16	1	0	1	0	87

第2項 自然景観の保全と活用

1 沿道環境美化の現況

本県は、海、山、川等の恵まれた自然の中、各所に集落、街、都市が散在し、個性豊かな地域景観が形成されている。各集落や街、都市の間は山岳地帯が多いという地形的要因もあり、鉄道網は少なく、主に国道や県道といった道路によって結ばれ、道路が景観の視点場の中心となっている。

県では、こうした県内の主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境の美化を図るため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、県道等の沿道で県民生活上又は観光上特に重要な道路の区間を「沿道環境美化地区」に、県道等から眺望することができる山、川、田園等の優れた景観を有する区域でその景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に指定している。こうした指定地区で、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

平成16年3月末に沿道環境美化地区について、国道212号沿いの中津・天瀬間と、国道326号沿いの宇目町・犬飼間及び国道442号、県道412号及び県道30号沿いの大分・久住間の地区指定を行い、現在沿道環境美化地区に12路線、沿道景観保全地区に4地区を指定している。

また、平成16年6月には、景観法が公布され、景観と調和のとれた営農条件の確保をはかるべき地域として、棚田、景観作物地帯等に景観農業振興地域整備計画を策定することができるようになった。

2 沿道環境美化の推進

ア 条例の制定

沿道における優れた景観及び美しい環境は、私たちに潤いとやすらぎを与えるものであり、また、これらは、快適環境の重要な要素となるものである。

このため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、条例に基づく沿道景観保全地区等の指定を行い、当該地区における大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における景観の保全と環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民の意識の高揚を図っている。

イ 主な経過

昭和63年3月に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を公布し、同年10月に同条例及び規則の施行を行った。

その後の地区指定の状況は表1-2のとおりである。

また、景観法に基づく景観計画を定め、かつ、同法委任条例を施行した市町村の景観計画の区域は、当条例の規定を適用しない旨（適用除外規定の追加）の条例改正を平成19年3月に行った。

ウ 指定地区における指導等

指定地区内における大規模建築物の新築等の行為については、条例の規定により届出が必要となっており、各地方機関において、敷地内の緑化、建築物の色彩等について指導等を行い、沿道の景観の保全及び環境の美化の推進に努めている。

また、沿道の景観保全等に係る県民の意識の高揚に資するため、啓発用リーフレットを作成している。

表1-2 沿道景観保全地区等指定状況

(平成19年10月1日現在)

ブロック	指定地区名	所 在	指定年月日	面積・延長
北 東 国	守 江 湾 沿道景観保全地区	(国道213号沿い) 杵築市	元. 3. 2 7	約931ha
	亀川・大分空港間 沿道環境美化地区	(国道10号～国道213号沿い) 別府市、日出町、杵築市、国東市	元. 3. 2 7	約35km 道路側端から20m の範囲
	甲尾山周辺 沿道景観保全地区	(国道10号沿い) 杵築市	3. 3. 2 5	約840ha
	日出・中津バイパス間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 日出町、杵築市、宇佐市、中津市	3. 3. 2 5	約54km 道路側端から20m の範囲
	宇佐別府道路 沿道環境美化地区	(宇佐別府道路沿い) 別府市、日出町、杵築市、宇佐市	7. 3. 3 1	約31km 道路の区域から20 mの範囲
	大分空港道路 及び日出バイパス 沿道環境美化地区	(大分空港道路沿い) 日出町、杵築市、国東市	7. 3. 3 1 1 5. 3. 3 1 (区域拡張)	約32km 道路の区域から20 mの範囲
	中津・天瀬間 沿道環境美化地区	(国道212号沿い) 中津市、日田市	1 6. 3. 3 1	約75km 道路側端から20m の範囲
中 央 久 大	由布院盆地 沿道景観保全地区	(国道210号沿い) 由布市	元. 1 2. 2 5	488ha
	賀来・滝瀬間 沿道環境美化地区	(県道大分挾間線～国道210号沿い) 大分市、由布市、九重町、玖珠町	元. 1 2. 2 5	約58km 道路側端から20m の範囲
	九州横断自動車道 長崎大分線 沿道環境美化地区	(九州横断自動車道長崎大分線沿い) 大分市、別府市、日出町、由布市、 九重町、玖珠町、日田市	7. 3. 3 1 1 5. 3. 3 1 (区域拡張)	約103km 道路の区域から20 mの範囲
	大分・久住間 沿道環境美化地区	(国道442号、県道412号及び県道 30号沿い) 大分市、豊後大野市、竹田市	1 6. 3. 3 1	約51km 道路側端から20m の範囲
豊 肥	菅 生 沿道景観保全地区	(国道57号沿い) 竹田市	3. 3. 2 5	約566ha
	犬飼・菅生間 沿道環境美化地区	(国道57号沿い) 豊後大野市、竹田市	3. 3. 2 5	約47km 道路側端から20m の範囲
南 国	上戸次・宗太郎峠間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 大分市、豊後大野市、臼杵市、 佐伯市	3. 3. 2 5	約63km 道路側端から20m の範囲
	東九州自動車道 沿道環境美化地区	(東九州自動車道沿い) 大分市、臼杵市、津久見市	1 5. 3. 3 1	約27km 道路の区域から20 mの範囲
	宇目・犬飼間 沿道環境美化地区	(国道326号沿い) 佐伯市、豊後大野市	1 6. 3. 3 1	約39km 道路側端から20m の範囲
計	沿道景観保全地区 4地区 約 2,825ha 沿道環境美化地区 12路線 約 615km			

※平成19年7月1日から、大分市の景観計画区域（市域全域）は適用除外

第3項 多様な生態系の保全

1 自然環境の現状把握

(1) 希少野生動植物の保護

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護をはかるため、平成9年度から大分県版レッドデータブックの作成に着手し、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を発行した。平成13年度にはその普及版を発行し、小中学校等にも配布して、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。なお、平成18年度から5カ年計画でデータの見直しに取り組んでいる。

また、平成17年度からはボランティアの協力を得て、湿原の再生・保全を目的とした「猪の瀬戸湿原再生プロジェクト」を実施している。

さらに、平成18年3月に、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、同年12月に指定希少野生動植物11種を指定した。

(2) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表1-3のとおり自然環境学術調査を実施してきた。平成18年度は、平成17年11月に「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」がラムサール条約湿地に登録されたことから、その保全と賢明な利用の基礎資料を得るため、坊ガツル湿原を調査した。

また、自然環境学術調査の内容を中心に、県内の優れた自然環境を多くの人に紹介するために自然ガイドブックを発行している。平成19年度は、「くじゅう坊ガツル地域自然環境学術調査報告書」の内容を中心に、自然ガイドブックVol. 13「くじゅう坊ガツル地域の自然」を発行した。

また、平成19年度からは、平成20年度までの2箇年計画で、国東半島県立自然公園の公園計画見直しにかかる基礎資料収集を目的とする、国東半島県立自然公園自然環境学術調査を実施している。

表1-3 自然環境学術調査実施状況

	ブロック	調 査 地 区
広域的な調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国定公園候補地資料）
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然－現状と保護対策－
	昭和49	自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(国東半島地域の植物)
	昭和51	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(阿蘇くじゅう国立公園地域)
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(玖珠地区)
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県南地区)
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県北地区)
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(日田地区)
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(豊肥地区)
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59	祖母傾国定公園学術調査
	昭和60	日豊海岸国定公園学術調査
	昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
	平成19	国東半島県立自然公園自然環境学術調査
限定した地域の調査	昭和48	「西の小池」とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国定園）
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園）
	平成8	酒吞童子山地域自然環境学術調査(津江山系県立自然公園)
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査(祖母傾国定公園)
	平成12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成13	くじゅうタデ原地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
平成14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域(瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園)	
平成15	鶴見半島及び大島地域(日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園)	
平成18	坊ガツル地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）	

2 野生動植物との共生と保護体制の整備

(1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は生物の多様性を確保するなど、生態系の中で重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ、サル等増えすぎた野生鳥獣による農林産物被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の捕獲を規制し、狩猟の適正化を図るため、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第10次鳥獣保護事業計画（平成19～23年度）」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展をめざした鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、**鳥獣保護区**及び**特別保護地区**を指定するとともに、**狩猟鳥獣**の増加を図るため、**休猟区**を指定している。鳥獣保護区は、平成19年11月1日現在で、県下で69か所、県土面積の約7.0%にあたる44,528haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地10か所については特別保護地区に指定し、この中には天然記念物カラスバトの生息地として知られる佐伯市（旧蒲江町）の沖黒島や、ウミネコが営巣する大分市（旧佐賀関町）の高島などが含まれている。



高島のウミネコ生息地

イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣（資料編表 自然2）については、毎年11月15日から翌年2月15 までを狩猟期間（イノシシ・シカについては11月1日から翌年3月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、県内で66名の鳥獣保護員を

委嘱し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。（狩猟者によるH18年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編 表 自然3）

ウ 特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業被害を防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲者へのアンケートやフィールド調査などにより個体数の増減を調査している。これにより、イノシシ・シカについては平成19年度から県内全域で猟期を11月1日から3月15日までに延長し、シカについては1日1人1頭という捕獲数制限を解除するなど、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（県内の鳥獣による被害状況 資料編 表 自然4）

エ 予防対策等

各振興局単位及び県庁に鳥獣害対策プロジェクトチームを設置し、鳥獣害にあっている地域を調査し、鳥獣害集落診断カルテを作成することにより、被害の原因追及と集落自らができる被害対策及び柵等の設置について検討し、被害予防対策を講じている。

また、個別対策としてシカ・イノシシによる被害地域の田畑の周囲に、電気柵・トタン柵・鉄線柵（イノシシ）、防護柵・防護資材（シカ）の設置を実施している。

3 野生動植物の生育・生育環境の保全

(1) キジの放鳥

県内ではキジが減っていることから、鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地に毎年約2,200羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

(2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月15～17日に全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

(3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間を中心に、毎年各地で行われる探鳥会に協賛するとともに、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

また、普及活動の一環として、主に小中学校を対象として愛鳥モデル校を指定し、指定校には関係図書等の配布を行っている。

(4) 傷病鳥獣対策

鳥獣110番制度を設け、傷病鳥獣の治療を行い、鳥獣の保護に努めている。



平成20年度愛鳥週間用ポスター原画応募作品



保護されたフクロウ（傷病鳥獣）

第4項 森林の保全

1 森林保全の現状と課題

森林は、木材生産の働きのほかに水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活するためには不可欠な存在である。また、その機能を十分に発揮するには森林を適正に管理し、健全に維持することが必要である。

しかしながら、近年の木材価格の低迷による林業生産活動の停滞等から、手入れ不足森林や

再造林未済地が増加しており、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、森林を保全する既存制度の充実のほかに、様々な対策を講じた。

2 造林事業

県では森林所有者が所有森林で行う、植栽、下刈り、除伐、間伐等の造林事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に健全なスギ、ヒノキ等の人工林の整備のために欠かせない間伐事業に対して重点的に助成を行っており、平成18年度は約7,400haの間伐事業を含め、約11,500haの造林事業に対して助成を行った。

3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。平成18年度は新たに、986haを保安林に指定し、また、主に公益的理由で4haの解除を行った。この結果、平成18年度末現在の保安林面積は113,711haとなっている。

一方、機能が低下したり、自然災害等により荒廃した保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

4 林地開発許可

林地開発許可制度は、保安林以外の森林についても災害の防止と適切な利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。平成18年度は、新規3件、変更4件の許可を行った。

5 県民の森

県民の森は、森林の持つ優れた自然性を活かし、森林とのふれあいを通じて自然愛護と愛林思想を養い、あわせて青少年の心身鍛練や自然教育の場を提供している。

また、高齢者には緑に包まれた静かな憩いと安らぎの場となり、広く県民の保健休養、体力の向上、自然や史跡の探勝、野生動物とのふれあいなど、健全な森林レクリエーションの場を提供するとともに、林業振興の啓発を図りながら、森林の持つ機能を多面的に発揮させるための施設設備に努めている。

6 森林環境税の活用

県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、平成18年4月から森林環境税を導入し、「県民中心・県民参画」を基本理念とし、「県民意識の醸成」、「環境を守り災害を防ぐ森林づくり」、「持続的経営が可能な森林づくり」及び「遊び学ぶ森林づくり」の4つを施策の柱として、森林に関する情報発信、森林ボランティア活動の支援をはじめ、災害が懸念される間伐放置林や再造林放棄地の整備、あるいは竹の侵入などで荒廃する里山林の整備のほか木材や竹材の活用促進や子どもたちが遊び学べる森林の整備などを進めている。

第5項 水辺の保全

1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実状に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水の氾濫等の災害に強い川づくりに加えて、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

2 砂防事業の環境保全

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する、人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を本来の緑豊かな環境に戻すことを基本理念としている。このため事業実施にあたっては、既存樹木を残した斜面对策など、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

3 海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を地域と連携を図りながら行っており、平成19年度は別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において事業を実施している。